

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、令和8年度新規就農者誘致環境整備事業研修農場ハウス等施設設置業務委託に適用する。

本業務は、契約図書、設計図書、本特記仕様書及び関係法令に基づき履行するものとする。

第2条 目的

本業務は、生福地区において新規就農者誘致環境整備を図るため、農業用ハウス等の購入、運搬、設置、付帯設備の据付及び引渡しまでを行うことを目的とする。

第3条 履行場所

鹿児島県いちき串木野市生福地内

第4条 履行期間

契約締結日から令和9年3月5日まで

第2章 業務内容

第5条 業務範囲

1. 農業用ハウス等資材の調達
2. 基礎、アンカー等の設置
3. ハウス本体等の組立及び被覆施工
4. 出入口、開閉設備等の設置
5. 灌水施設、電気施設等付帯設備の据付
6. 完成後の清掃、試運転、点検及び引渡し

第6条 規格及び数量

鹿児島県標準型ハウス構造に準ずる。

農業用ハウス等の規格、寸法、棟数、その他詳細は、業務委託内訳書及び図面による。

第7条 性能要件

使用材料は新品とし、品質が確認できる資料を調査員に提出するものとする。

第3章 施行条件

第8条 事前確認

受注者は、着手前に現地確認を行い、敷地条件、搬入経路等を確認し、施工計画書を提出するものとする。

第9条 安全管理

受注者は、関係法令を遵守し、安全対策を講じ、第三者災害及び事故防止に万全を期するものとする。

第10条 工程管理

施工にあたっては、発注者と十分に調整するものとする。

第11条 既存物保護

周辺施設、農地等に損傷を与えないよう必要な措置を講じることとし、損傷が生じた場合は受注者の負担で原状回復するものとする。

第4章 検査及び引渡し

第12条 完了報告

受注者は、業務完了後、完了届、出来形写真、使用材料一覧その他発注者が指示する書類を提出するものとする。

第13条 検査

完了検査は、発注者の検査員が行い、受注者はこれに立ち会うものとする。

検査の結果、是正を要する事項がある場合は、速やかに対応するものとする。

第14条 引渡し

検査合格後、成果品及び設置施設を発注者に引き渡すものとする。

第5章 その他

第15条 保証

引き渡し後1年間に受注者の責めに帰すべき不具合が認められた場合は、受注者は無償で補修するものとする。

第16条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。